

【住宅改修の注意点】 基本的な事項や注意していただきたい点を写真と併せて説明します。 実際の改修工事は多岐にわたりますが、一例として参考にしてください。

1. 階段手すり

【1】

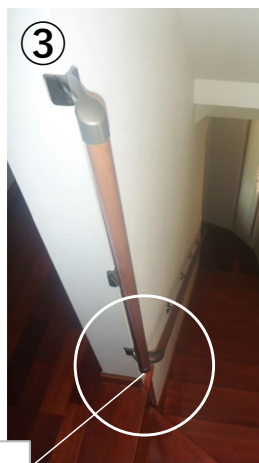
- ・手すりはなるべく連続させて取付けましょう。
（①・②）階段での転倒は大事故につながります。
- ・回り部分がある場合（①）は、踏面（ふみづら）の広さを考慮して通常は外周側に付けます。
（内周側は踏み外しの危険が大きいため）
- ・取付が難しい場合や本人・家族の希望もあるのでよく話し合って決めましょう。

【2】

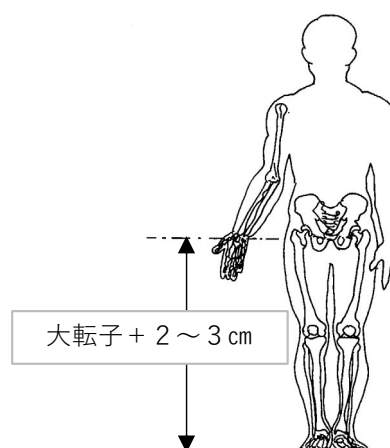
- ・手すり端部は衣服の袖などを引っ掛けにくい形状にしましょう（④）。
- ・横（斜め）手すりの端部が突き出ていると危険です（⑤）。
- ・階段から上下階の廊下等につながる部分は手すりを伸ばすと、より安全です（④）。



やむを得ず内周側に
取付ける場合は、回り
部分の中心付近に縦手す
りを付けると昇降動作が
しやすくなります（③）。



回り階段の中心



【参考】手すり高さ基準

一般的に人が立った状態で
大腿骨大転子＋2～3cmが
手すり高さ（横手すり）に
なります。
階段の場合は、さらに少し
高く（プラス2～3cm）す
る場合もあるので実際に動
作確認をして決めましょう。

2-1. 床材変更（段差解消）

【1】

滑りやすい・つま先が引っ掛かる等の理由で、畳からフローリングやクッションフロア（以下CF）などへ床材を変更することがあります（畳⑥→フローリング⑦）。

畳の部屋は1段上がっていることが多いため、段差解消も必要か、検討しましょう（⑧）。

〈⑥→⑦敷居を取った例〉



改修前



改修後

〈⑧ミニスロープを付けた例〉



端部は斜めにして足が引っかかりにくくします

【2】

廊下・トイレ・浴室などは、床をかさ上げする・段差を小さく分けるなど、状況と目的に応じた改修をしましょう。

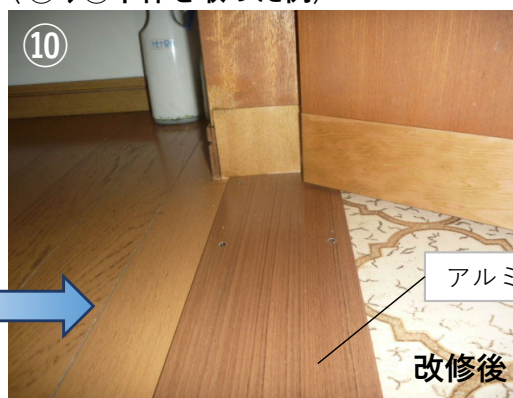
また、段差解消に限りませんが、福祉用具を利用して改善できないか併せて検討しましょう。



下枠

改修前

〈⑨→⑩下枠を取った例〉



アルミプレート

改修後

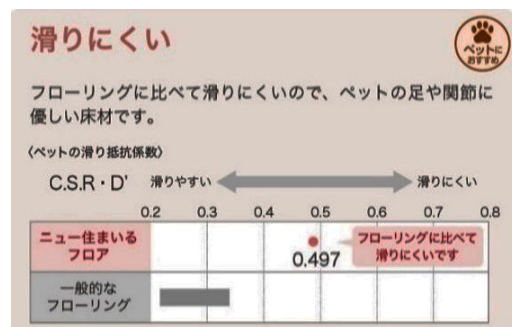
【3】

マンション等の共同住宅では、床の防音基準が決められている場合があるので使用する床材の選定には注意しましょう。

2-2. 床材変更（滑りの防止等）

CFからCFに貼りかえる場合

原則として新規のCFは滑りにくい効果のあるものに限られます。
メーカーのカタログ等で確認してください。



リリカラ「クッションフロア2022-2025」
p.32より抜粋

3. 扉の取替え

【1】引戸への交換

引戸の開閉は片開きドアのように身体の移動がほとんどないため、動作の負担が少ないです。引戸を横に引くスペースがある場所に限られますが外付け（アウトセット）引戸は比較的工事が容易です（⑪→⑫）。



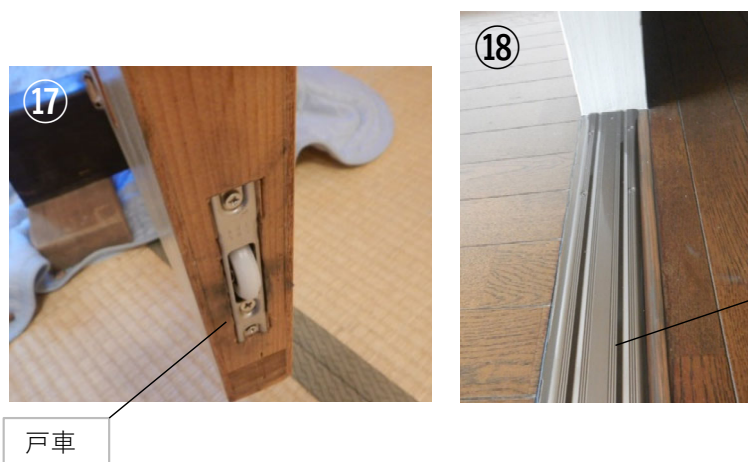
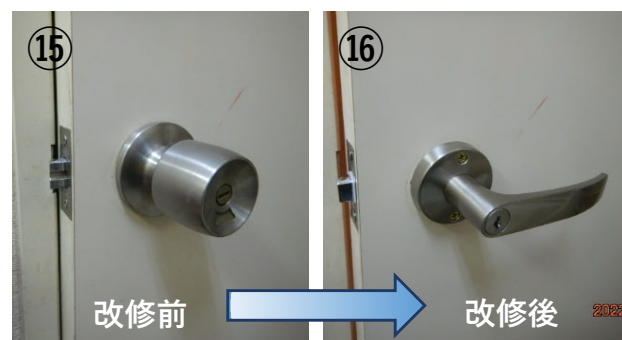
【2】ドアの吊元交換・取外し

動線や動作によっては、吊元の交換（左右を逆に）で改善される場合があります（⑬⇔⑭）。似たようなケースで開き勝手（内開き・外開き）を逆にする場合があります。トイレが内開きだと体調不良で倒れた場合にドアが開かず中も見えないため救出が困難になることもあり注意が必要です。



【3】金物の交換など

- ・ドアノブの操作が難しい場合にレバーハンドルへ交換することで改善することもあります（⑮→⑯）。
- ・引戸が重く感じる場合、戸の下部に戸車を付け、レールを設置することで操作が軽くなります（⑰・⑱）。



【4】折戸への交換

折戸も開閉動作の負担が少ないため、浴室など片開きドアから交換する例があります（⑲）。



【申請時の注意点】

原則として書類のみの審査となるため、以下の点についてご協力ください。

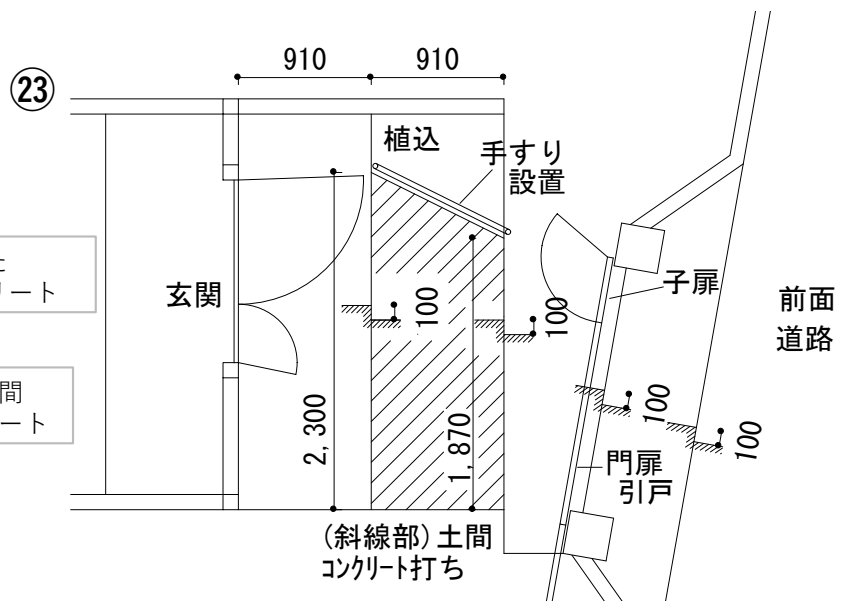
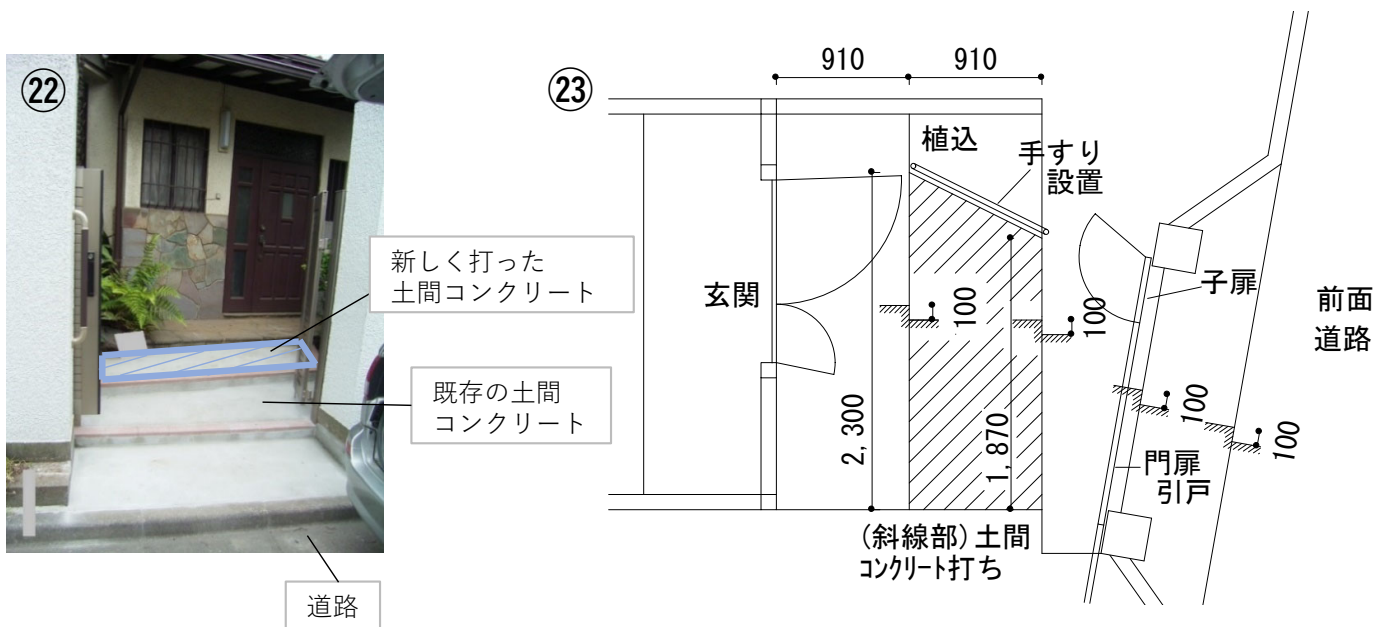
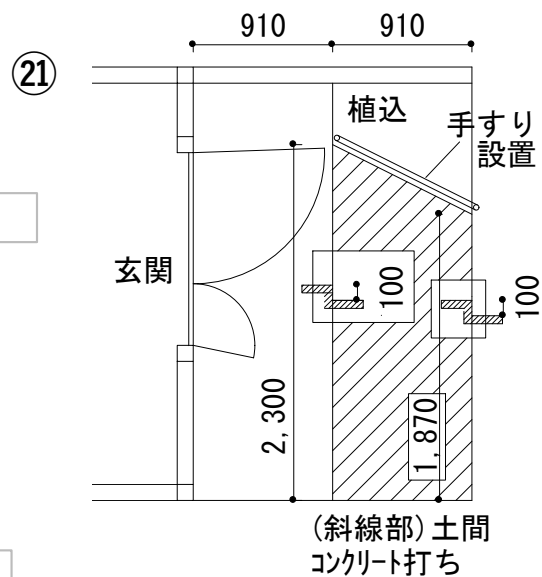
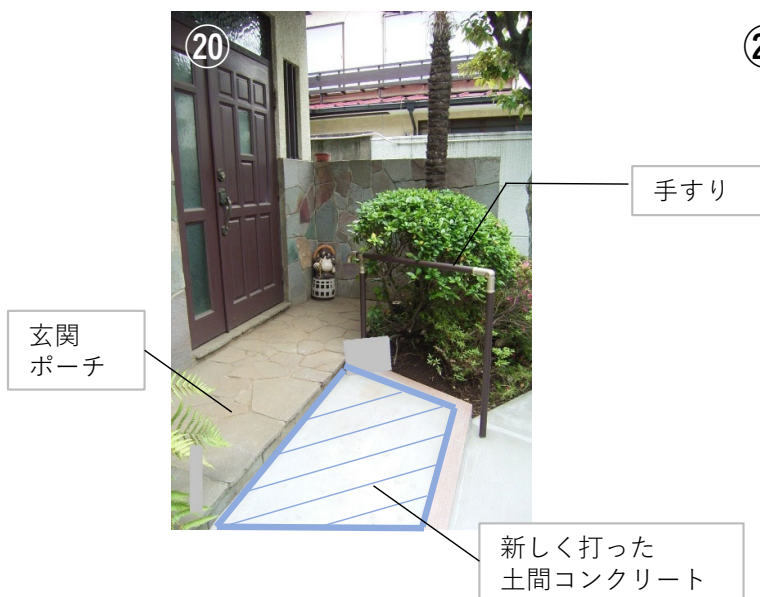
写真・図面について

- 写真は改修部分だけではなく、その周囲や動線部分も含んだものにしてください。
- 図面もなるべく動線部分を記載してください。

【1】外部アプローチ

玄関ポーチの段差を2段に分けて手すりを付ける場合

事前申請で図面と写真が当該部分（⑳・㉑）だけ提出されることがありますが、これでは外出の動線が不明なため、改修によりどのように動線が改善されるのか判断できません。この場合では道路までの動線を含む写真（㉑・㉒）、図面（㉓）の提出をお願いします。写真は、改修前後とも必要になります。



アプローチ（通路）が長い場合は、玄関等から道路まで（逆でも可）順を追って撮影してください。

また、屋内などの工事でも動線のどの部分かわかるように撮影してください。

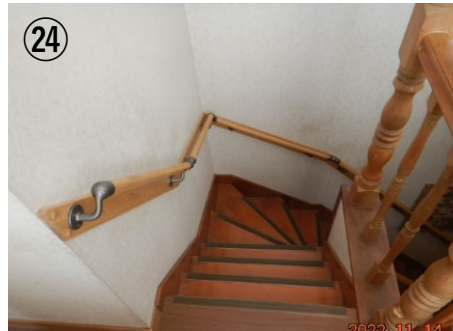
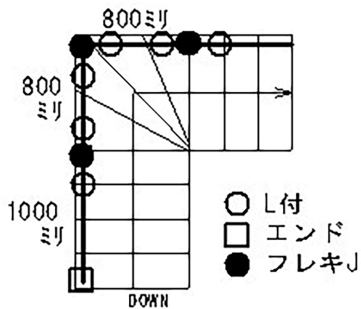
〈例〉トイレの下枠を取る場合は、下枠の写真以外に、トイレと廊下を含んだ写真を提出してください。

【2】階段手すりの場合

事前審査の図面には手すりの長さ（端部から角度が変わる位置ごとに区切る）とブラケット（ジョイント類を含む）の各取付位置を記入してください。

工事後の完了報告書には、全体が把握できる写真（②④）を添付してください。1枚に収まらないときは複数枚で順を追って、取付金具など部品数がわかるように撮影してください。部品数がわかりにくいときは、別の角度から撮影してください（②⑤）。廊下や外部アプローチなどの長い手すりも同様です。

〈参考図面〉



【3】その他

完成後に隠れてしまう部分については工事内容を確認できるよう、写真の提出を求める場合があります。

〈例1〉

畳から床材を変更する場合

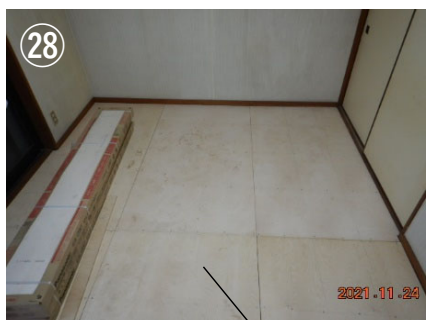
（改修前②⑥）→

かさ上げ根太（ねだ）取付後（②⑦）

→合板貼り後（②⑧）

→フローリング貼り後（改修後②⑨）

廊下などをかさ上げする場合も
同様に撮影してください。



〈例2〉

コンクリート工事（階段・スロープ等）の場合

改修前→コンクリート打設前（③⑩）→改修後

このほか、介護保険住宅改修の給付対象となっている
工事項目（付帯工事を含む）では適宜撮影をしてください。

〈例〉

トイレのかさ上げ→床の下地工事、配管工事など。
浴室のかさ上げ→コンクリート打ちなど。



【理由書記入の主な注意点】

●以下の点にご注意ください

「床材(畳など)・建具(ドアなど)・トイレ便器ほか、材料・器具の老朽化・劣化」などは介護保険住宅改修の対象になりません。

動作の妨げ等になっている理由を記入してください（畳で滑る・つまづく、ドアや戸が重く開閉が大変など）。

見積書と理由書の内容が一致していないことがあります。提出前に確認をお願いします。
の 〈例〉改修内容が変更になった場合、見積書は変更されているが、理由書は修正されていないなど

< 基本情報 >

住宅改修が必要な理由書

利用者	被保険者番号	0000123456	年齢	82歳	生年月日	昭和10年 〇 月 〇 日	性別	☒ 男 ☐ 女						
	被保険者氏名	世田谷 太郎	要介護認定(該当に〇)	1・2	要支援	① 2・3・4・5	要介護							
	住 所	世田谷区世田谷〇ー〇〇ー〇〇												
	作成者	現地確認日	4 年 〇 月 〇 日	作成日	4 年 〇 月 〇 日	所属事業所名			△△居宅介護支援事業所					
	指定事業所番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇							連絡先(住所、TEL)			世田谷区世田谷〇ー〇〇ー〇 TEL〇〇〇〇ー〇〇〇〇		
	名前	介護支援専門員							〇〇 〇			区職員		

保険者氏名	リハ職の助言	同居家族状況	家屋形態	居住形態
	☐ 無 ☒ 有 ■理学療法士 (PT) □作業療法士 (OT) 〔保健センター・〇〇氏〕	☐ 単身 ☒ 夫婦のみ ☐ その他	☒ 戸建 (持家) ☐ 〃 (借家) ☐ 集合 (持家) ☐ 〃 (借家)	1. 戸建の場合 → 主に 1階で生活 2. 被保険者の居室 → 共用 3. 居室の広さ → 約6畳

< 総合的状況 >

利用者の身体状況	令〇年〇月に脳出血で入院。〇月〇日からリハビリ病院に入院し、〇月〇日に退院。右半身に少し麻痺が残っている。室内は壁や大きな家具を伝いながら歩き、屋外は車いすを使用している。現在はレンタル手すりを利用している。	福祉用具の利用状況		
ご本人の状態像(生活動作に関する身体状況)を記入してください。(屋内外の移動方法・立ち座り・姿勢保持等)		品 目	住宅改修前	住宅改修後
介護状況	妻と2人暮らし。子供(2人)は独立しているが、週末などには買い物の手伝いをしてもらっている。入浴はシャワー椅子を利用して、妻の一部介助で可能。 〇〇氏の助言内容:トイレ・浴室・廊下・玄関など毎日使う部分に手すりを設置した方が良い。また、寝室(畳)での歩行時にバランスを崩しやすいため、畳をフローリングやクッションフロアなどの段差の出にくい材料へ変更した方が良い。	●車椅子	☒	☒
		●特殊寝台	☒	☒
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	寝室(ベッドを使用)の床は畳で、へり部分で突っかかり、転倒しそうになったことがあるため、フローリングなどのフラットな材料に代えて安全に歩けるようにしたい。トイレ・浴室・廊下・玄関など一時的にレンタル手すりを使っている場所を固定式の手すりに代えて、足元のスペースを確保しながら安全に動作したい。	●床ずれ防止用具	☐	☐
		●体位変換器	☐	☐
複数の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明したか(チェック)	■ 説明し、2社以上の見積もりを取った □ 説明したが、本人・家族等の希望で1社しか取らなかった	●手すり	☒	☐
		●スロープ	☐	☐
		●歩行器	☐	☐
		●歩行補助つえ	☐	☐
		●認知症老人徘徊感知機器	☐	☐
		●自動排泄処理装置(交換可能部分以外)	☐	☐
		●移動用リフト(つり具の部分を除く)	☐	☐
		●腰掛便座	☐	☐
		●自動排泄処理装置の交換可能部分	☐	☐
		●入浴補助用具	☒	☒
		●簡易浴槽	☐	☐
		●移動用リフトのつり具の部分	☐	☐
		●その他(自費で利用している福祉用具等)	☐	☐

改修の種類によっては、提案内容(工事方法・使用材料など)や金額に大きな差が出るので見積もりは2社以上から取るようにしてください。

最新の様式を使ってください。
(この欄のあるものが最新)